

事 務 連 絡
令和 2 年 9 月 30 日

一般社団法人 日本病院薬剤師会 御中

厚生労働省医政局総務課

令和 2 年度最低賃金額の改定に関する周知・広報の実施等について（協力依頼）

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力いただき誠にありがとうございます。

令和 2 年度の地域別最低賃金額の改定については、40 県において、令和 2 年 8 月から 9 月までの間に改定公示が行われ、令和 2 年 10 月 1 日から順次発効されます。

また、一定の事業又は職業に係る特定最低賃金額についても、今後改定・発効が予定されています。

これらの改定された最低賃金額（以下「改定額」という。）については、広く国民に周知し、その履行確保を図る必要があることから、弊省労働基準局では、広報媒体を活用した周知・広報に取り組んでいます。

ついでには、貴会におかれましても、貴会会員の皆様に対し改定額及び発効日の周知等、周知・広報に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。また、周知のためのポスターを各都道府県の改定額ごとに作成しており、各都道府県労働局で保有していますので必要に応じてお問い合わせください。

また、役務及び工事等の発注に当たっては、

- ・ 各都道府県における最低賃金額の改定も反映した人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、適切に予定価格を作成するものとし、
- ・ 年度途中の最低賃金額の改定を見越した予算を確保し、契約時点で反映しておくことや、人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項を予め契約に入れるなどにより、年度途中で最低賃金額の改定があったとしても、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう御配慮をお願いします。

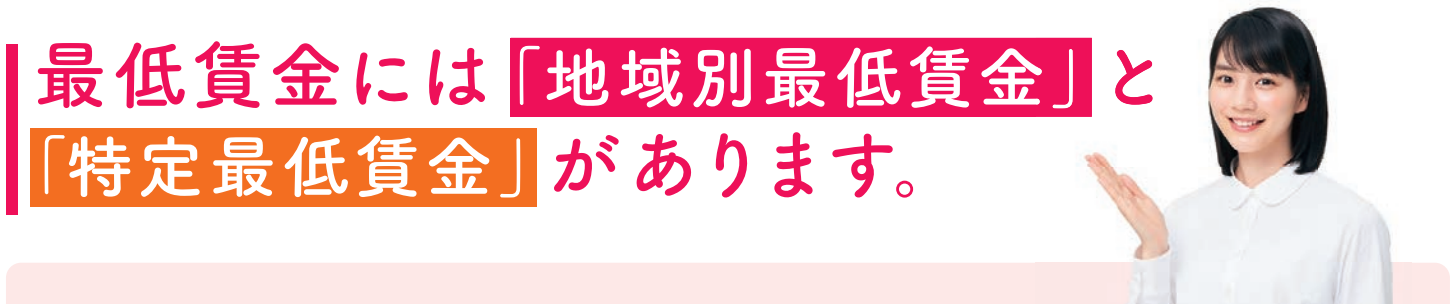
関係機関、関係団体等に対してもこの旨の御指導・御依頼をいただきますようお願い申し上げます。とされております。

発注者として特段の御配慮をお願いするとともに、関係機関、関係団体等に対してもこの旨の御指導・御依頼をいただきますようお願い申し上げます。

(参考：都道府県労働局(労働基準監督署、公共職業安定所)一覧)
<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

令和２年度 地域別最低賃金 改定状況

都道府県名	改定額【円】 ※括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額	引上げ額【円】	発効年月日
北海道	861 (861)	－	2019年 10月3日
青 森	793 (790)	3	2020年 10月3日
岩 手	793 (790)	3	2020年 10月3日
宮 城	825 (824)	1	2020年 10月1日
秋 田	792 (790)	2	2020年 10月1日
山 形	793 (790)	3	2020年 10月3日
福 島	800 (798)	2	2020年 10月2日
茨 城	851 (849)	2	2020年 10月1日
栃 木	854 (853)	1	2020年 10月1日
群 馬	837 (835)	2	2020年 10月3日
埼 玉	928 (926)	2	2020年 10月1日
千 葉	925 (923)	2	2020年 10月1日
東 京	1,013 (1013)	－	2019年 10月1日
神奈川	1,012 (1011)	1	2020年 10月1日
新 潟	831 (830)	1	2020年 10月1日
富 山	849 (848)	1	2020年 10月1日
石 川	833 (832)	1	2020年 10月7日
福 井	830 (829)	1	2020年 10月2日
山 梨	838 (837)	1	2020年 10月9日
長 野	849 (848)	1	2020年 10月1日
岐 阜	852 (851)	1	2020年 10月1日
静 岡	885 (885)	－	2019年 10月4日
愛 知	927 (926)	1	2020年 10月1日
三 重	874 (873)	1	2020年 10月1日
滋 賀	868 (866)	2	2020年 10月1日
京 都	909 (909)	－	2019年 10月1日
大 阪	964 (964)	－	2019年 10月1日
兵 庫	900 (899)	1	2020年 10月1日
奈 良	838 (837)	1	2020年 10月1日
和歌山	831 (830)	1	2020年 10月1日
鳥 取	792 (790)	2	2020年 10月2日
島 根	792 (790)	2	2020年 10月1日
岡 山	834 (833)	1	2020年 10月3日
広 島	871 (871)	－	2019年 10月1日
山 口	829 (829)	－	2019年 10月5日
徳 島	796 (793)	3	2020年 10月4日
香 川	820 (818)	2	2020年 10月1日
愛 媛	793 (790)	3	2020年 10月3日
高 知	792 (790)	2	2020年 10月3日
福 岡	842 (841)	1	2020年 10月1日
佐 賀	792 (790)	2	2020年 10月2日
長 崎	793 (790)	3	2020年 10月3日
熊 本	793 (790)	3	2020年 10月1日
大 分	792 (790)	2	2020年 10月1日
宮 崎	793 (790)	3	2020年 10月3日
鹿児島	793 (790)	3	2020年 10月3日
沖 縄	792 (790)	2	2020年 10月3日



最低賃金には「地域別最低賃金」と「特定最低賃金」があります。

地域別最低賃金

特定最低賃金※



特定地域内の特定産業について定められています。

設定件数
228件

例えば、



北海道なら
乳製品製造業



愛媛県なら
各種商品小売業



愛知県なら
自動車（新車）小売業



岡山県なら
鉄鋼業

など

内容

都道府県ごとに、最低賃金額が定められています。

適用される者

年齢や正社員、契約社員、パート、学生アルバイト、嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、すべての労働者に適用されます。

特定最低賃金の詳細は

特定最低賃金

検索

※ 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される労働者に対して、使用者は高い方の最低賃金を支払わなければなりません。

派遣労働者の最低賃金は？

派遣元の事業場の所在地にかかわらず、派遣先の最低賃金が保障されます。

派遣先の事業場が別の都道府県にある例

派遣元

派遣先

埼玉県
最低賃金額
（時間額）**928**円

東京都
最低賃金額
（時間額）**1,013**円

派遣先の最低賃金が適用

派遣先の東京都最低賃金〈1,013円〉が適用されます。

派遣先の事業場に特定最低賃金が適用されている例

派遣元

派遣先※

京都府
最低賃金額
（時間額）**909**円

兵庫県 鉄鋼業
最低賃金額
（時間額）**963**円

派遣先の特定最低賃金が適用

派遣先の兵庫県 鉄鋼業最低賃金〈963円〉が適用されます。

※金額は令和2年9月1日現在のものです。

地域別最低賃金額一覧（47都道府県）

（ ）内は、令和元年に改定された最低賃金額

都道府県名	最低賃金額(円)	引上げ額(円)	発効年月日
北海道	861（861）	—	令和元年 10月3日
青森	793（790）	3	令和2年 10月3日
岩手	793（790）	3	令和2年 10月3日
宮城	825（824）	1	令和2年 10月1日
秋田	792（790）	2	令和2年 10月1日
山形	793（790）	3	令和2年 10月3日
福島	800（798）	2	令和2年 10月2日
茨城	851（849）	2	令和2年 10月1日
栃木	854（853）	1	令和2年 10月1日
群馬	837（835）	2	令和2年 10月3日
埼玉	928（926）	2	令和2年 10月1日
千葉	925（923）	2	令和2年 10月1日
東京	1,013（1,013）	—	令和元年 10月1日
神奈川	1,012（1,011）	1	令和2年 10月1日
新潟	831（830）	1	令和2年 10月1日
富山	849（848）	1	令和2年 10月1日
石川	833（832）	1	令和2年 10月7日
福井	830（829）	1	令和2年 10月2日
山梨	838（837）	1	令和2年 10月9日
長野	849（848）	1	令和2年 10月1日
岐阜	852（851）	1	令和2年 10月1日
静岡	885（885）	—	令和元年 10月4日
愛知	927（926）	1	令和2年 10月1日
三重	874（873）	1	令和2年 10月1日

都道府県名	最低賃金額(円)	引上げ額(円)	発効年月日
滋賀	868（866）	2	令和2年 10月1日
京都	909（909）	—	令和元年 10月1日
大阪	964（964）	—	令和元年 10月1日
兵庫	900（899）	1	令和2年 10月1日
奈良	838（837）	1	令和2年 10月1日
和歌山	831（830）	1	令和2年 10月1日
鳥取	792（790）	2	令和2年 10月2日
島根	792（790）	2	令和2年 10月1日
岡山	834（833）	1	令和2年 10月3日
広島	871（871）	—	令和元年 10月1日
山口	829（829）	—	令和元年 10月5日
徳島	796（793）	3	令和2年 10月4日
香川	820（818）	2	令和2年 10月1日
愛媛	793（790）	3	令和2年 10月3日
高知	792（790）	2	令和2年 10月3日
福岡	842（841）	1	令和2年 10月1日
佐賀	792（790）	2	令和2年 10月2日
長崎	793（790）	3	令和2年 10月3日
熊本	793（790）	3	令和2年 10月1日
大分	792（790）	2	令和2年 10月1日
宮崎	793（790）	3	令和2年 10月3日
鹿児島	793（790）	3	令和2年 10月3日
沖縄	792（790）	2	令和2年 10月3日
全国加重平均額	902（901）	1	



雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。
使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。



最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saiteichingin.info/>

WEBで確認！

最低賃金制度

検索

パート、アルバイトの方、学生さんもすべてのひとに適用されます。

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。
使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

自分の最低賃金、
ちゃんと調べようね。

守ってね！最低賃金。

